新			IΒ		
	定額自動入金サービス利用規定		定額自動入金サービス利用規定		
お	客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいま	(jí	3加)		
	。)と定額自動入金サービス(以下「本サービス」といいま				
す	。)にかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規				
定	」といいます。) における下記条項のほか、別途定める各				
取引に係る規定に従うことに同意するものとします。					
第	第1条(定額自動入金サービス)		1条(定額自動入金サービス)		
1.	<u>本サービス</u> とは、毎月5日または27日(これらの日が	1.	定額自動入金サービス(以下「本サービス」といいま		
	金融機関休業日の場合には翌営業日とし、以下「引		<u>す。)</u> とは、毎月5日または27日(これらの日が金融機		
	落日」といいます。)に、当社 <u>所定の</u> 当社以外の金融		関休業日の場合には翌営業日とし、以下「引落日」と		
	機関の本支店のうちお客さまが指定する金融機関の		いいます。)に、当社 <u>が指定する</u> 当社以外の金融機関		
	本支店(以下「引落金融機関」といいます。)における		の本支店(以下「引落金融機関」といいます。)におけ		
	お客さまご本人名義の預貯金口座(以下「引落口座」		る <u>お客さまが指定する</u> お客さまご本人名義の預貯金		
	といいます。)から、お客さまが指定する金額(以下「引		口座(以下「引落口座」といいます。)から、お客さまが		
	落金額」といいます。)を口座振替の方法により引き落		指定する金額(以下「引落金額」といいます。)を口座		
	とし、当社指定の入金日(以下「入金日」といいます。)		振替の方法により引き落とし、当社指定の入金日(以		
	に、当社に開設されているお客さまご本人名義の代表		下「入金日」といいます。)に、当社に開設されているお		
	口座円普通預金に入金するサービスです。		客さまご本人名義の代表口座円普通預金に入金する		
			サービスです。		
2.	略	2.	略		
3.	略	3.	略		
4.	当社は、本サービスに係る業務の全部または一部を	〔道	11)		
	第三者に委託することができるものとします。				

第2条(引落金融機関等について)

- 1. 引落日は、毎月 5 日または 27 日のうちどちらかとしま 1. 引落日<u>につきまして</u>は、毎月 5 日または 27 日<u>(これら</u> す。
- 2. 引落金額は、1 契約につき1万円以上とし、1千円単 位で99億9999万9千円以内の金額とします。
- 3. 入金日は、原則、引落日の4営業日後の日とします。

第2条(引落金融機関等について)

- の日が金融機関休業日の場合は翌営業日) のうちど ちらかをお客さまに指定いただくものとします。
- 2. 引落金額につきましては、1契約につき1万円以上99 億 9999 万 9 千円以下の範囲で 1 千円単位の金額を お客さまにご指定いただくものとします。
- 3. 入金日につきましては、原則、引落日の4営業日後の 日とします。

第3条 略

第3条 略

第4条(契約名・契約内容の変更)

- 1. 契約名<u>または</u>引落金額を変更する場合、当社所定の 方法により手続きをしてください。ただし、引落金額を 変更した場合、かかる手続きを行った時期によって は、その直後に到来する引落日において変更前の引 落金額により本サービスが実行される場合がありま す。かかる場合に生じた損害については、当社は一 切責任を負いません。
- 2. 引落日または引落口座を変更したい場合、当該引落 日または当該引落口座に関する本サービスに係る契 約を第5条に従い解約し、再度、第3条に従い本サ ービスの申込みを行ってください。

第5条(本サービス利用の休止・再開・解約)

- 1. 略
- 2. お客さまが前項に定める休止・解約の手続きを行った 時期によっては、その直後に到来する引落日におい て、本サービスが実行される場合があります。また、お 客さまが前項に定める再開の手続きを行った時期によ っては、その直後に到来する引落日に、本サービスが 実行されない場合があります。これらの場合に生じた 損害については、当社は一切責任を負いません。

第6条(本サービスの停止、終了)

- 1. 略
- 2. 前項の規定にかかわらず、当社は、3 回連続して引落 日において資金不足等の理由により引落口座から引 落金額の引き落としができなかった場合、お客さまに 事前に<u>通知</u>することなく、当該引落口座に関する本サ ービスに係る契約を解約します。これにより生じた損害 については、当社は一切責任を負いません。

第7条(当社口座への入金不能時の取扱い)

当社に開設されているお客さまご本人名義の代表口座円 普通預金において取引が制限されている等の理由によ り、引落金額を当社代表口座円普通預金に入金できない 場合、当社は引落金額から当社所定の振込手数料を差し 引いた金額を引落口座に振り込む方法により、資金を返 却する場合があります。この場合の振込手数料は、振込手 数料の無料回数分にカウントいたしません。また、この場

第4条([契約名]・契約内容の変更)

1. [契約名]・引落金額を変更する場合、当社所定の方法により手続きをしてください。ただし、引落金額を変更した場合、かかる手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日において変更前の引落金額により本サービスが実行される場合があります。かかる場合に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(追加)

第5条(本サービス利用の休止・再開・解約)

- 1. 略
- 2. お客さまが前項に定める休止・解約の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する<u>当該本サービスに係る契約の</u>引落日において、本サービスが実行される場合があります。また、お客さまが前項に定める再開の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する<u>当該本サービスに係る契約の</u>引落日に、本サービスが実行されない場合があります。<u>かかる</u>場合に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第6条(本サービスの停止、終了)

- 1. 略
- 2. 前項の規定にかかわらず、当社は、3回連続して引落日において資金不足等の理由により引落口座から引落金額の引き落としができなかった場合、お客さまに事前に通告することなく、当該引落口座に関する本サービスに係る契約を解約します。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第7条(当社口座への入金不能時の取扱い)

当社に開設されているお客さまご本人名義の代表口座円 普通預金において取引が制限されている等の理由によ り、引落金額を当社代表口座円普通預金に入金できない 場合、当社は引落金額から当社所定の振込手数料を差し 引いた金額を引落口座に振り込む方法により、資金を返 却する場合があります。この場合の振込手数料は、振込手 数料の無料回数分にカウントいたしません。また、この場 合、当社は、お客さまに事前に<u>通知</u>することなく本サービスの提供を休止するものとし、これによって生じた損害については一切責任を負いません。

(削除)

第8条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第9条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力 発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容およ び効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほ か、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上 で、本規定を変更することができます。

- (1)変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2)変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(削除)

合、当社は、お客さまに事前に<u>告知</u>することなく本サービスの提供を休止するものとし、これによって生じた損害については一切責任を負いません。

第8条(システム障害、災害などに関する免責事項)

次の各号の事由により、本サービスの全部または一部の 提供に遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害 については、当社は一切責任を負いません。

(1)天災・災害・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または不能となったとき。

(2)当社が一般的に相応とされる安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、本サービスの全部または一部の提供に遅延・不能などが生じたとき。

(3)当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。

第9条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の 規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 10 条(規定の変更)

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第 11 条(準拠法と管轄)

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。